

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分			監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの※	未措置
			A	B	C	A－B－C
団 体	指摘事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	8	4	1	3
		補助金等交付団体	4	0	1	3
		指 定 管 理 者	8	3	3	2
	計		20	7	5	8
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	3	2	1	0
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	3	0	0	3
	計		6	2	1	3
	検討事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		0	0	0	0
所 管 機 関	指摘事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	4	0	1	3
		指 定 管 理 者	5	2	2	1
	計		10	2	3	5
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	2	0	0	2
	計		2	0	0	2
	検討事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		0	0	0	0
合 計			38	11	9	18

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年6月2日及び令和7年6月19日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター	情報システム課	システム調達に係るリース契約事務において、競争入札を行うべきところ、理由を明確にしないまま、見積合わせによる随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 当センターにおける市町村提供サービスに係るシステム、機器等のリース契約は、合理性があるとの認識からリース会社による見積合わせを行ってきました。 今後は、岐阜県会計規則に基づく運用に改め、競争入札による調達を原則とします。

補助金等交付団体

団体名 (補助金等名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
学校法人福田学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	私学振興・青少年課	岐阜県私立学校教育振興費補助金において、本来は計上してはならない生徒が負担すべき修学旅行代が管理経費（旅費交通費）に計上されており、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項について、生徒が負担した研修旅行代は実績報告時に補助対象経費から除外すべきところ、確認体制が不十分であったため、研修旅行代を誤って補助対象経費に含めていた。 なお、修正書類について県へ提出し、是正した。 今後は、申請書類等について、担当者及び上席者で重ねてチェックすることにより、再発防止に努める。

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
川辺町 (岐阜県川辺漕艇場)	地域スポーツ課	岐阜県川辺漕艇場の管理運営業務において、前回指導したにもかかわらず、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項については、管理物件に異動が生じた場合は基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件が突合するよう、備品一覧表を更新すべきところ、認識不足から適正な事務処理が行われていなかった。基本協定書に基づき、協議のうえ令和7年3月1

			日に備品一覧表の更新を行った。 今後は、基本協定書の内容を再確認のうえ、適正な物品管理に努める。
郡上市 (清流長良川あゆパーク)	里川・水産 振興課	清流長良川あゆパークに係る管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 清流長良川あゆパークの管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは県の承諾を得るべきところ、承諾を得ないまま第三者に業務を委託していた。 2 清流長良川あゆパーク管理運営業務仕様書に基づき、鍵管理台帳を作成し、施設の鍵の管理・保管を行うべきところ、鍵管理台帳を作成していなかった。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項1については、清流長良川あゆパークの管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは県の承諾を得るべきところ、特記事項の内容を十分把握していなかったことにより、適正な事務処理が行われていなかったものである。 当該事案については、速やかに書面により県に申請し承諾を得た。 現在は、特記事項の内容を十分把握しており、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託する場合は、県の承諾を得た上で、適切に事務を行っている。 指摘事項2については、清流長良川あゆパーク管理運営業務仕様書に基づき鍵管理台帳を作成すべきところ、仕様書の内容を十分把握していなかったことにより、適正な事務処理が行われていなかったものである。 指摘後、速やかに鍵管理台帳を作成し、適切に施設の鍵の管理・保管を行った。今後は、仕様書の内容を複数人で確認し、再発防止に努める。
		清流長良川あゆパークに係る管理運営業務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約の対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払うべきところ、これを経過しているものが複数認められ、うち1件については遅延利息が支払われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 当該事案については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、相手方が支払請求をした日から15日以内の日に支払をすべきところ、清流長良川あゆパークにおける支払事務態勢が十分整備されておらず、支払遅延が常態化していたものである。 遅延利息が発生した1件につ

		い。	いては、遅延利息の支払が見込まれた段階で相手先に事情を説明し、債権放棄の意思表示を得ている。 今後は、支払処理スケジュールの把握と進捗管理を徹底し、支払遅延がないよう計画的に伝票処理を行うことにより、再発防止に努める。
--	--	----	---

（２）団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
岐阜県土地開発公社	用地課	立替金の支払事務において、岐阜県土地開発公社立替金事務取扱要領に基づき、あらかじめ所属長（企画開発部長）の承認を受けていたものの、事前決裁書により収支等命令者（総務部長）の決裁を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導事項については、あらかじめ所属長（企画開発部長）の承認を受けて、事前決裁書により収支等命令者（総務部長）の決裁を受けるべきところ、一部事例において、収支等命令者の決裁を受けることを失念し、所属長の承認のみで立替金の支出を行っており、適正な事務処理が行われていなかったものである。今後は本事案を職員に広く周知し再発防止に努める。

（３）所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 （補助金等名称）	所管機関名	監査結果	講じた措置
学校法人福田学園 （岐阜県私立学校教育振興費補助金）	私学振興・青少年課	学校法人福田学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、本来は計上してはならない生徒が負担すべき修学旅行代が管理経費（旅費交通費）に計上されていたにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったため、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、学校法人へ実績報告書提出前の確認について徹底すべきところ、これが行われていなかったことにより、学校法人が補助対象経費を過大に計上していた。 修正書類について学校法人から提出を受け、確認した。 なお、補助金額の算定上、今回の補助対象経費の過大計上による影響がないことから、補助金返還は生じない。 今後は、各学校法人へ実績報告

			書提出時に注意すべきポイントについて徹底されていることを確認するなどして、再発防止に努める。
--	--	--	--

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
川辺町 (岐阜県川辺漕艇場)	地域スポーツ課	岐阜県川辺漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)に基づき事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 前回指導したにもかかわらず、基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていた。 2 業務実施状況の現地確認を基本協定書で定められた月に行うべきところ、遅れて実施されていた。	1 指摘事項1については、管理物件に異動が生じた場合は基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件が突合するよう、備品一覧表を更新すべきところ、認識不足から適正な事務処理が行われていなかった。基本協定書に基づき、協議のうえ令和7年3月1日に備品一覧表の更新を行った。今後は、基本協定書の内容を再確認のうえ、適正な物品管理に努める。 2 指摘事項2については、基本協定書に基づき定められた月に行うべきところ、指定管理者と日程調整がつかず、時期を逸した結果、適正な月に行われていなかった。業務実施状況の現地確認について、令和6年度は基本協定書の規定のとおり実施した。今後も、他の指定管理施設を含めた年間計画を作成し、計画に基づいて現地確認を実施する。
郡上市 (清流長良川あゆパーク)	里川・水産振興課	清流長良川あゆパークに係る管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は当該指定管理者に対する指導の強化を図られたい。 1 清流長良川あゆパークの管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは県の承諾を得るべきところ、承諾を得ないまま第三者に業務を委託していた。 2 清流長良川あゆパーク管理運営業務仕様書に基づき、鍵管	指摘事項について、指定管理者が仕様書等に基づいて業務を履行しているかの確認が十分でなかった。 指摘事項1については、個人情報取扱特記事項に基づき、申請するよう指導を行い、承諾手続を行った。 現在、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する際は、指定管理者から県へ適切に申請されており、内容審査の上承諾を行っている。 指摘事項2については、管理運営業務仕様書に基づき、速やかに鍵管理台帳を作成するよう指導し、台帳が作成されたことを確認した。 今後は、四半期に1回実施している現地確認調査において、

		理台帳を作成し、施設の鍵の管理・保管を行うべきところ、鍵管理台帳を作成していなかった。	協定書や仕様書等の遵守状況の確認を徹底し、再発防止に努める。
--	--	---	--------------------------------